

魚津市告示第100号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱（令和5年魚津市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者(以下、「<u>補助対象者</u>」という。)は、空家情報バンクに登録された空家を購入し空家のリフォーム工事を行う者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>補助対象者の属する世帯を構成する全ての者が規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p><u>(4) 住宅の用に供するためのリフォーム工事实施後、住民票を移して3年以上継続的に居住すること又は事業所の用に供するためのリフォーム工事实施後、事業所として3年以上継続的に使用すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 事業所の開設の場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>事業所の営業時間内において、常時1人以上の従業員が配置されない事業</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の目的に合致しないと認める事業</u></p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助対象経費は、<u>住宅、事業所又は併用住宅</u>の開設にかかるリフォーム工事に要する費用とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 次に掲げるリフォーム工事の費用は、補助の対象としない。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者は、空家情報バンクに登録された空家を購入し空家のリフォーム工事を行う者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p><u>(4) 空家のリフォーム工事实施後3年以上、継続的に活用すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 事業所の開設の場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>事業所に常時1人以上の従業員が配置されない事業</u></p> <p>(4) <u>その他市長が補助金の目的に合致しないと認める事業</u></p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助対象経費は、<u>住宅又は事業所</u>の開設にかかるリフォーム工事に要する費用とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>併用住宅にリフォーム工事をする場合は、補助対象経費を住宅用及び事業所用に分けるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 次に掲げるリフォーム工事の費用は、補助の対象としない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 移動若しくは取り外しが可能な家具の購入若しくは設置又は<u>電気工事を伴わない家電製品の購入</u></p> <p>(4)－(7) (略)</p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める工事</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 移動若しくは取り外しが可能な家具の購入若しくは設置又は家電製品の購入</p> <p>(4)－(7) (略)</p> <p>(8) <u>その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事</u></p>
<p>第6条 (略)</p> <p>(認定の申請)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>(認定の申請)</p>
<p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象行為を実施する前に、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(4) <u>建物の登記全部事項証明書(所有権移転登記が完了しているもの)</u></p> <p>(5) <u>課税情報の取得に関する承諾書(様式第2号)</u></p> <p>(6) <u>魚津市空家リフォーム支援事業補助金の認定申請に関する誓約書(様式第3号)</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象行為を実施する前に、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(4) 建物の登記事項証明書</p> <p>(5) <u>申請者の個人情報の取得に関する承諾書(様式第2号)</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>
<p>(認定の決定)</p>	<p>(認定の決定)</p>
<p>第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定(不認定)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定(不認定)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>(認定変更等)</p>	<p>(認定変更等)</p>
<p>第9条 前条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定内容に変更があったときには、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書(様式第5号)に変更内容の根拠書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p>	<p>第9条 前条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定内容に変更があったときには、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書(様式第4号)に変更内容の根拠書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定(不認定)通知書(様式第6号)により、当該認定者に通知するものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p>	<p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定(不認定)通知書(様式第5号)により、当該認定者に通知するものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p>

改正後	改正前
<p>第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が交付を不適切と認めた場合</u> (交付申請等)</p>	<p>第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) <u>その他市長が交付を不適切と認めた場合</u> (交付申請等)</p>
<p>第11条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書<u>(様式第7号)</u>に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) <u>住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し</u> (住宅用の場合)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(交付決定及び額の確定の通知)</p>	<p>第11条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書<u>(様式第6号)</u>に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) - (3) (略)</p> <p>(4) <u>居住した、又は居住することが確認できる書類</u> (住宅用の場合)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(交付決定及び額の確定の通知)</p>
<p>第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、当該認定者に対し魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書<u>(様式第8号)</u>により認定者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p>	<p>第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、当該認定者に対し魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書<u>(様式第7号)</u>により認定者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p>
<p>第13条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書<u>(様式第9号)</u>を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定の取消し及び補助金の返還)</p>	<p>第13条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書<u>(様式第8号)</u>を、市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定の取消し及び補助金の返還)</p>
<p>第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) - (4) (略)</p>	<p>第14条 市長は、交付決定者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) - (4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p>	<p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p>

改正後				改正前			
2 この告示は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に認定決定した者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。				2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に認定決定した者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。			
3 (略)				3 (略)			
別表 (第6条関係)				別表 (第6条関係)			
区分	対象区域	補助率	補助金 限度額	区分	対象区域	補助率	補助金 限度額
住宅用 事業所用 併用住宅用	居住誘導区域内	1/2	70万円	住宅用	居住誘導区域内	1/2	70万円
	居住誘導区域外		50万円		居住誘導区域外		50万円
				事業所用	居住誘導区域内		100万円
					居住誘導区域外		80万円
備考				備考			
申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこと。				1 申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこと。			
				2 <u>併用住宅にリフォーム工事をする場合は、住宅用の補助対象経費は住宅用区分、事業所用の補助対象経費は事業所用の区分を適用すること。</u>			
様式第1号 (第7条関係)	【別記1】			様式第1号 (第7条関係)	【別記1】		
様式第2号 (第7条関係)	【別記2】			様式第2号 (第7条関係)	【別記2】		
様式第3号 (第7条関係)	【別記3】			様式第3号 (第8条関係)	【別記4】		
様式第4号 (第8条関係)	【別記4】			様式第4号 (第9条関係)	【別記5】		
様式第5号 (第9条関係)	【別記5】			様式第5号 (第9条関係)	【別記6】		
様式第6号 (第9条関係)	【別記6】			様式第6号 (第11条関係)	【別記7】		
様式第7号 (第11条関係)	【別記7】			様式第7号 (第12条関係)	【別記8】		
様式第8号 (第12条関係)	【別記8】			様式第8号 (第14条関係)	【別記9】		
様式第9号 (第13条関係)	【別記9】						

【別記 1】

改正後

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

電話番号

E-mail

魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定を受けたいので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 空家の所在地	魚津市	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内
2 空家情報バンク登録番号		
3 リフォーム後の用途	<input type="checkbox"/> 住宅用	<input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用
4 施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 施工業者	(業者名) (所在地)	
6 工事費の見積金額	金 _____ 円	
7 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し	<input type="checkbox"/> 滞納有り
8 この補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている
9 申請に関する審査のための課税情報取得	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

- 1 空家の位置図
- 2 空家の全景写真及び補助対象工事施工箇所の着工前の写真
- 3 工事見積書又は工事請負書の写し（工事内容が確認できるもの）
- 4 建物の登記全部事項証明書（所有権移転登記が完了しているもの）
- 5 課税情報の取得に関する承諾書（様式第 2 号）
- 6 魚津市空家リフォーム支援事業補助金の認定申請に関する誓約書（様式第 3 号）
- 7 事業内容が確認できる書類（事業所を開設する場合）
- 8 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

注意事項 同意しない場合は、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の前所有者が 2 親等以内の親族ではないことが分かる書類を添付してください。

【別記 1】

改正前

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

電話番号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定を受けたいので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 空家の所在地	魚津市	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内
2 空家情報バンク登録番号		
3 リフォーム後の用途	<input type="checkbox"/> 住宅用	<input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用
4 施工期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 施工業者	(業者名) (住所)	
6 工事費の見積金額	住宅用 金 _____ 円	
	事業所用 金 _____ 円	
7 市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納無し	<input type="checkbox"/> 滞納有り
8 この補助金申請履歴	<input type="checkbox"/> 受けていない	<input type="checkbox"/> 受けている
9 申請に関する審査のための個人情報取得	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

- 1 空家の位置図
- 2 空家の全景写真及び補助対象工事施工箇所の着工前の写真
- 3 工事見積書又は工事請負書の写し（工事内容が確認できるもの）
- 4 建物の登記事項証明書
- 5 申請者の個人情報の取得に関する承諾書（様式第 2 号）
- 6 事業内容が確認できる書類（事業所を開設する場合）
- 7 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

注意事項 同意しない場合は、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の前所有者が 2 親等以内の親族ではないことが分かる書類を添付してください。

【別記 2】

改正後

様式第 2 号（第 7 条関係）

課税情報の取得に関する承諾書

年度魚津市空家リフォーム支援事業補助金を申請するに当たり、
私の属する世帯を構成する全ての者の市税等の納付状況を確認することを承
諾いたします。

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所

氏名

補助対象空家所在地

世帯員氏名（世帯員それぞれについて、本人実筆でご記入願います。）	
<u>（氏名）</u>	<u>（氏名）</u>
<u>（氏名）</u>	<u>（氏名）</u>
<u>（氏名）</u>	<u>（氏名）</u>

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

	状況	確認日	確認者
申請者	納付状況	税務課	
	滞納 有 ・ 無 滞納状況 ()		

【別記 3】

改正後

様式第 3 号（第 7 条関係）

魚津市空家リフォーム支援事業補助金の認定申請に関する誓約書

魚津市空家リフォーム支援事業補助金を申請するに当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

対象となる空家は、2 親等以内の親族以外から購入している空家です。

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所

氏名

【別記 4】

改正後

様式第 4 号（第 8 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定申請について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 補助金の交付対象者の認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 円

(認定しない理由)

【別記 4】

改正前

様式第 3 号（第 8 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定申請について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 補助金の交付対象者の認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 円

(認定しない理由)

【別記 5】

改正後

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書

年 月 日付けで認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象の種類

住宅用 事業所用 併用住宅用

2 変更の内容

3 変更の理由

【添付書類】

変更の内容の根拠書類

【別記 5】

改正前

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書

年 月 日付けで認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象の種類

住宅用 事業所用 併用住宅

2 変更の内容

3 変更の理由

【添付書類】

変更の内容の根拠書類

【別記 6】

改正後

様式第 6 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定（不認定）
通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る認定内容の変更について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定の可否

認定します。
（認定しません。）

2 対象経費 円

（認定しない理由）

【別記 6】

改正前

様式第 5 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る認定内容の変更について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 円

(認定しない理由)

【別記 7】
様式第 7 号（第 11 条関係）

改正後

年 月 日

魚津市長

宛

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 空家の所在地	魚津市
2 リフォーム後の用途	<input type="checkbox"/> 住宅用 <input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用
3 施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 施工業者	(業者名) (所在地)
5 工事費の見積金額	金 円

【添付書類】

- 1 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- 2 補助軽費に係る領収書の写し又は支払証明書
- 3 補助対象工事施工箇所の完成写真
- 4 住所移転後の世帯員全員が記載されている住民票の写し（住宅用の場合）
- 5 開業届、商業法人登記事項証明書等の事業を開始することが確認できる書類（事業所用の場合）

【別記 7】

改正前

様式第 6 号 (第 11 条関係)

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 空家の所在地	魚津市
2 リフォーム後の用途	<input type="checkbox"/> 住宅用 <input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用
3 施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 施工業者	(業者名) (住所)
5 工事費の見積金額	住宅用 金 円
	事業所用 金 円

【添付書類】

- 1 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- 2 補助軽費に係る領収書の写し又は支払証明書
- 3 補助対象工事施工箇所の完成写真
- 4 居住した、又は居住することを確認できる書類 (住宅用の場合)
- 5 開業届、商業法人登記事項証明書等の事業を開始することが確認できる書類 (事業所用の場合)

【別記 8】

改正後

様式第 8 号（第 12 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定した魚津市空家
リフォーム支援事業補助金については、魚津市空家リフォーム支援事業補助
金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

2 補助金額 金 円

【別記 8】

改正前

様式第 7 号（第 12 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定した魚津市空家
リフォーム支援事業補助金については、魚津市空家リフォーム支援事業補助
金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

2 補助金額 金 円

【別記 9】

改正後

様式第 9 号（第 13 条関係）

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所				
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏 名								
種 別	1 普通		口座番号						
	2 当座								
	3 その他()								

【別記 9】

改正前

様式第 8 号 (第 14 条関係)

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書

魚津市長 あて

申請者 住 所
氏 名

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 8 年 3 月 31 日までに認定決定した者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。